

岩手県告示第743号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成26年10月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 海岸名 岩手県三陸南沿岸泊漁港海岸泊地区海岸

2 指定区域 次の基点1から基点19までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点19と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点1 北緯39度06分33秒80224、東経141度48分36秒91754

基点2 北緯39度06分33秒79542、東経141度48分37秒28617

基点3 北緯39度06分30秒21717、東経141度48分37秒67128

基点4 北緯39度06分28秒74291、東経141度48分38秒07960

基点5 北緯39度06分27秒74759、東経141度48分39秒08745

基点6 北緯39度06分27秒06797、東経141度48分40秒63107

基点7 北緯39度06分26秒23635、東経141度48分41秒23210

基点8 北緯39度06分26秒28710、東経141度48分41秒34779

基点9 北緯39度06分25秒00710、東経141度48分42秒27286

基点10 北緯39度06分24秒83679、東経141度48分41秒88466

基点11 北緯39度06分24秒61357、東経141度48分42秒04599

基点12 北緯39度06分24秒43378、東経141度48分41秒63617

基点13 北緯39度06分25秒67112、東経141度48分40秒74193

基点14 北緯39度06分25秒84257、東経141度48分39秒96042

基点15 北緯39度06分26秒68261、東経141度48分39秒93289

基点16 北緯39度06分27秒63291、東経141度48分37秒68197

基点17 北緯39度06分29秒71212、東経141度48分36秒97705

基点18 北緯39度06分31秒58421、東経141度48分36秒72791

基点19 北緯39度06分33秒80985、東経141度48分36秒50538

備考 関係図面は、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センターに備えておいて縦覧に供する

。